

政治史として見るべきものなり。龍門社發行價貳〇、〇〇〔西田〕

●法制を中心とせる江戸時代史論 吳文炳著

内面的にも外面的にも發展せんとする現代を十分に理解せんとならば、其前時代の如何なるものなりしやを研究せざるべからざるの信念を有する著者が、慶應義塾在學中に専攻せる學科に縁ある法制を中心として江戸時代を考察したるものなり。第一に概論に於て徳川家康が團體運動の禁止と新主義の抑壓とに全力を盡せる消極的態度を説き、貞永式目が神佛の事を第一に置けるに對して家康の武家法度が學問獎勵を第一とせる點に兩法制の差を認め家康の壓制主義は彼獨特のものなりや又は前時代の影響なりやとて室町時代以降戰國時代の諸家の法制と比較して、建武式目、大内氏壁書、朝倉敬景十七ヶ條、信玄家法等の影響を受け、法制と言ふよりも寧ろ諸侯制御策なりとし、家康の此國家統一幕府維持の思想は我國民文化の發展を阻害せりとて鎖國問題を論じ、海外文化の輸入によりて外國に向つて開放されたる日本に天主教の流行となり又其禁止となり、此新思想を抑壓せんとする家康の政策が鎖國思想となりしものにして偷安思想の發現とすべく、其政策が一種の國產獎勵策となりしと雖も、工業的發展を阻止し、新思想の輸入杜絶となり、我國民文化の發達を遲延せしめたりしは幕府の執りし政策の誤なりと斷じたる點は著者の最も力を致せし章

なるべく、社會組織の章に於て、階級制度の起源と其性質、旗本

與力同心仲間、浪人問題、商人生活、工人生活、農民生活の五項に分ちて階級制度の時代を説き、一般世態論の章に於ては仇討、御家騒動、祭禮、劍客に就て論評し、泰平の歡樂と封建の殺伐との矛盾せる状態なりとし、新家族制度の發達に於て大名の相繼問題、養子問題を論じ、幕府は大名に對しても次第に領地沒收を避け長嫡子を重んじ全領土を繼承せしむる事を以て機宜に適する事多きを知り、畿邊遷の後に漸次家族制度の確立を見たりとし、幕府の經濟政策としては幾十回となく發布されし儉約令の無効を説き、爲政者に經濟政策を云爲するものなしとし、幕府の貨幣制度、水陸の交通、外國貿易の章を経て都市の發展、都市、村落の特殊機關、座に關する研究を述べ、社會問題として奴隸問題附無職業者及私法的規定の二項に分ち前者に於ては庸人、傭座、乞丐に對する法の規定を、後者に於ては、質、貸借に關する法の規定を説明し、筆を轉して此時代の學藝、藝術、宗教の三章に於て各文化的方面を觀察せり。菊版三三二頁(白水社發行、價貳、〇〇)

〔中村〕

●諸國地理歴史報告 第四 東京帝國大學文科大學

本書は大正四年一月に於ける南滿洲道鐵株式會社の提供に基き